

**標準文書保存期間基準(近畿 地域脱炭素創生室)**

令和4年4月1日

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項)	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯					
1	複数の行政機関による申合せ及びその経緯	複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>①申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）</li> <li>②申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）</li> <li>③申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）</li> <li>④他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）</li> <li>⑤申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）</li> </ul>	移管
2	他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>①立案基礎文書（九の項イ）</li> <li>②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）</li> <li>③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）</li> <li>④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）</li> <li>⑤基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）</li> </ul>	移管
3	地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯	基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>①立案基礎文書（九の項イ）</li> <li>②立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）</li> <li>③立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）</li> <li>④基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）</li> <li>⑤基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）</li> </ul>	移管

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置	
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
4	個人の権利義務の得喪及びその経緯	(1) 行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他重要な経緯	①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）  ②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）  ③意見公募手続文書（十の項）  ④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）  ⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮詢</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案</li> <li>・意見公募要領</li> <li>・提出意見</li> <li>・提出意見を考慮した結果及びその理由</li> <li>・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案</li> </ul> <p>・標準処理期間案</p>	移管
	(2) 行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯	許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	10年 (国立公文書館への移管の措置をとるべきことを定めたものに限る。) 又は許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審査案</li> <li>・理由</li> </ul>	以下について移管（それ以外は廃棄。以下同じ。） ・国籍に関するもの	
	(3) 行政手続法第2条第4号の不利益処分（以下「不利益処分」という。）に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定日以後5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分案</li> <li>・理由</li> </ul>	廃棄	
	(4) 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。）の交付に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ）  ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ）  ③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付規則・交付要綱・実施要領</li> <li>・審査要領・選考基準</li> <li>・審査案</li> <li>・理由</li> <li>・実績報告書</li> </ul>	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	<p>①不服申立てによる不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項目イ）</p> <p>②審議会等文書（十四の項目ロ）</p> <p>③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項目ハ）</p> <p>④裁決書又は決定書（十四の項目ニ）</p>	裁判、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不服申立て</li> <li>・録取書</li> <li>・ ・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・答申、建議、意見</li> <li>・弁明書</li> <li>・反論書</li> <li>・意見書</li> <li>・ ・裁決・決定書</li> </ul>	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	<p>①訴訟の提起に関する文書（十五の項目イ）</p> <p>②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項目ロ）</p> <p>③判決書又は和解調書（十五の項目ハ）</p>	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴状</li> <li>・期日呼出状</li> <li>・答弁書</li> <li>・準備書面</li> <li>・各種申立書</li> <li>・口頭弁論・証人等調書</li> <li>・書証</li> <li>・ ・判決書</li> <li>・和解調書</li> </ul>	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
5	法人の権利義務の得喪及びその経緯	<p>(1) 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯</p> <p>①立案の検討に関する審議会等文書（十の項）</p> <p>②立案の検討に関する調査研究文書（十の項）</p> <p>③意見公募手続文書（十の項）</p> <p>④行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）</p> <p>⑤行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）</p> <p>(2) 許認可等に関する重要な経緯</p> <p>許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）</p>	10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催経緯</li> <li>・諮問</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言</li> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案</li> <li>・意見公募要領</li> <li>・提出意見</li> <li>・提出意見を考慮した結果及びその理由</li> <li>・審査基準案・処分基準案・行政指導指針案</li> <li>・ ・標準処理期間案</li> </ul>	移管

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置
	(3) 不利益処分に関する重要な経緯	不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十二の項）	処分がされる日に係る特定日以後5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分案</li> <li>・理由</li> </ul>	廃棄
	(4) 補助金等の交付（地方公共団体に対する交付を含む。）に関する重要な経緯	①交付の要件に関する文書（十三の項イ） ②交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書（十三の項ロ） ③補助事業等実績報告書（十三の項ハ）	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付規則・交付要綱・実施要領</li> <li>・審査要領・選考基準</li> <li>・審査案</li> <li>・理由</li> <li>・実績報告書</li> </ul>	以下について移管 ・補助金等の交付の要件に関する文書
	(5) 不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯	①不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書（十四の項イ） ②審議会等文書（十四の項ロ） ③裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書（十四の項ハ） ④裁決書又は決定書（十四の項ニ）	裁判、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不服申立書</li> <li>・録取書</li> <li>・諮詢</li> <li>・議事の記録</li> <li>・配付資料</li> <li>・答申、建議、意見</li> <li>・弁明書</li> <li>・反論書</li> <li>・意見書</li> <li>・裁決・決定書</li> </ul>	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の決裁等について年度ごとに取りまとめたもの
	(6) 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	①訴訟の提起に関する文書（十五の項イ） ②訴訟における主張又は立証に関する文書（十五の項ロ） ③判決書又は和解調書（十五の項ハ）	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴状</li> <li>・期日呼出状</li> <li>・答弁書</li> <li>・準備書面</li> <li>・各種申立書</li> <li>・口頭弁論・証人等調書</li> <li>・書証</li> <li>・判決書</li> <li>・和解調書</li> </ul>	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの

#### その他の事項

6	地域脱炭素関係業務に関する事項	地域脱炭素	地域脱炭素に関する文書	5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調達・契約に関する文書、仕様書案</li> <li>・会議資料（所内会議等軽易なもの）</li> <li>・所管する業務に関する照会・通知等に関する文書（軽易なもの）</li> <li>・他の行政機関等が所管する業務に関する照会・通知等に関する文書（軽易なもの）</li> </ul>	廃棄
				3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の講演等に関する文書</li> </ul>	
				1年未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料のうち軽易なもの。</li> <li>・所管する業務に関する照会・通知等に関する文書のうち軽易なもの。</li> <li>・他の行政機関等が所管する業務に関する照会・通知等に関する文書のうち軽易なもの。</li> <li>・接受・配布・登録を省略した文書</li> </ul>	
7	職員等の交代に関する事項	職員等の交代	①室長級以上の交代に関する文書のうち重要なもの	3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引継書</li> <li>・所管事項説明</li> </ul>	廃棄
			②①以外のもの	1年未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引継書</li> </ul>	

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置	
8	情報公開及び個人情報保護に関する事項	(1)情報公開  (2)個人情報保護  ①個人情報保護に関する文書  ②行政機関非識別加工情報に関する文書  ③情報公開及び個人情報保護業務に関する共通事項  ④情報公開及び個人情報保護業務に関する通知等  ⑤情報公開及び個人情報保護業務に関する作業  ⑥その他情報公開及び個人情報保護業務に関する軽易な記録等	開示請求に関する文書  5年（審査会への諮詢に関する文書は10年）  ①個人情報保護に関する文書  ②行政機関非識別加工情報に関する文書  ③情報公開及び個人情報保護業務に関する通知等  ④情報公開及び個人情報保護業務に関する作業  ⑤情報公開及び個人情報保護業務に関する軽易な記録等  ⑥その他情報公開及び個人情報保護業務に関する軽易な記録等  5年（提案に係る契約を締結する場合は、当該契約が終了する日に係る特定日以後5年）  10年  5年  1年未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求</li> <li>・審査請求</li> <li>・審査会への諮詢</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイル簿</li> <li>・保護管理者等の指定</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求</li> <li>・訂正請求</li> <li>・利用停止請求</li> <li>・審査請求</li> <li>・審査会への諮詢</li> <li>・監査・点検</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・提案の募集</li> <li>・提案書の審査</li> <li>・第3者意見書提出機会の付与</li> <li>・提案に係る契約の締結及び解除</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決裁文書</li> <li>・事務連絡</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイル簿の更新に係る作業依頼</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求書等受渡記録簿</li> </ul>	廃棄	
9	近畿地方環境事務所の後援等の名義の使用に関する事項	(1)近畿地方環境事務所の後援等の名義の使用  (2)他の行政機関又は関係団体への後援等の名義の使用申請	近畿地方環境事務所の後援等の名義の使用に関する文書  他の行政機関又は関係団体への後援等の名義の使用申請に関する文書	5年  5年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・承認に関する文書</li> <li>・報告書</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書</li> <li>・申請に必要な書類一式</li> <li>・報告書</li> </ul>	廃棄  廃棄
10	情報公開及び個人情報保護に関する事項	(1)情報公開  (2)個人情報保護	開示請求に関する文書  個人情報保護に関する文書	5年（審査会への諮詢に関する文書は10年）  常用（無期限）  5年（審査会への諮詢に関する文書は10年）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求</li> <li>・不服申立</li> <li>・審査会への諮詢</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報ファイル簿</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求</li> <li>・訂正請求</li> <li>・利用停止請求</li> <li>・不服申立</li> <li>・審査会への諮詢</li> </ul>	廃棄
11	所管する会議に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	会議	①会議に関する文書（近畿管内都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議等）  ②軽易な会議に関する文書（総括課長会議、庶務補佐会議等）	5年  1年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料</li> <li>・出席者名簿</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議資料</li> </ul>	廃棄

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の措置
12 官報の掲載に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	官報掲載	官報掲載文書	5年	・官報原稿の送付に関する文書 ・印刷誤り・原稿誤りに関する文書	廃棄
13 契約行為に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	契約行為	契約行為に関する文書	5年	・契約に関する文書 ・報告書	廃棄
14 他の行政機関が所管する業務に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	他の行政機関が所管する業務	他の行政機関が所管する業務に関する照会・通知等に関する文書	5年	・照会・依頼に対する回答 ・通知 ・事務連絡	廃棄
15 所管する事業等に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	(1)講師・講演依頼等	他の行政機関又は関係団体に対し、講師・講演を依頼する文書	3年	・依頼文書	廃棄
	(2)事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及びその他の重要な経緯	事業完了報告書その他の事業に関する文書	5年	・旅行依頼簿 ・謝金・旅費支給調書 ・事業完了報告書	
16 所管する説明会等に関する事項（前項までに掲げるものを除く）	説明会等	説明会等に関する文書	5年	・脱炭素推進説明会（開催案内等） ・脱炭素推進に関する研修会	廃棄

#### 備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1 立案基礎文書 立案の基礎となった国政に関する基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定又は条約その他の国際約束が記録された文書

2 審議会等文書 審議会その他の合議制の機関又は専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合（この表において「審議会等」という。）に検討のための資料として提出された文書及びその他審議会等の議事、答申、建議、報告若しくは意見が記録された文書その他審議会等における決定若しくは了解又はこれらに至る過程が記録された文書

3 調査研究文書 調査又は研究の結果及び当該結果に至る過程が記録された文書

4 決裁文書 行政機関の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を行政機関の意思として決定し、又は確認した行政文書

5 意見公募手続文書 意見公募手続の実施及び結果の公示に関する決裁文書

6 行政機関協議文書 他の行政機関への協議に係る案、当該協議に関する他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答が記録された文書その他当該協議に関する文書

7 特定日 第14条第12項（施行令第8条第9項）の保存期間が確定することとなる日（19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日）の属する年度の翌年度の4月1日（当該確定することとなる日から1年以内の日であって、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）

事 項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	保存期間満了後の 措置
二 組織の新設・改正・廃止の場合など、所掌業務に変更があった場合には、この保存期間表を速やかに改定する。					
三 この保存期間表の改定にあたっては、公文書管理法、行政文書の管理に関するガイドライン及び環境省行政文書管理規則の規定を参照し、所掌する事務及び事業の性質、内容等に応じた保存期間及び保存期間満了時の措置を定めるものとする。					
四 東日本大震災に関する行政文書ファイルについては、「東日本大震災に関する行政文書等の扱いについて」（平成24年4月10日府公第86号内閣府大臣官房公文書管理課長）及び「東日本大震災に関する行政文書ファイル等の移管に係る基本的考え方について」（平成24年6月18日内閣府大臣官房公文書管理課・独立行政法人国立公文書館）に基づいて、保存期間満了時の措置等の判断を行うものとし、歴史的緊急事態（新型コロナウイルス感染症対応）に関する行政文書ファイルについてもこれに準じて判断を行うものとする。					
五 環境省行政文書管理規則第14条に基づき、この保存期間表を改定した場合は総括文書管理者に報告を行う。また、改定した場合には公表されている保存期間表の更新を行う。					
六 内閣官房令・人事院規則等、他府省庁等が別途定める規定（保存期間）が存在する場合は、それぞれの規定（保存期間）に従うものとする。					
七 その他に関しては環境省行政文書管理規則の別表第1及び別表第2に準じて判断をする。					